

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月20日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆかり

### 広島県公安委員会規則第9号

#### 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則（昭和42年広島県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「条例」という。」を削る。

第4条及び第6条第2項第1号中「検死調書」を「検視調書」に改める。

第8条第1項中「第7条第7項」を「第7条第9項」に改める。

第12条中「令第7条第6項第2号」を「令第7条第8項第2号」に改める。

第16条第1項第2号中「令別表第1」を「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則（平成18年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）別表第1」に改め、同項第3号中「令別表第2」を「規則別表第2」に改める。

別記様式第1号中「殿」を「様」に改める。

別記様式第2号の1面中「殿」を「様」に改め、同様式の2面中「政令」を「国家公安委員会規則」に改める。

別記様式第3号の1面中「殿」を「様」に、

「

<input type="checkbox"/> 看護婦 平成 年 月 日から	日間	
<input type="checkbox"/> 付添婦 平成 年 月 日まで		を

」

「

平成 年 月 日から	日間	〔	看護師の資格	〕	
平成 年 月 日まで			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		に改め、同様

」

式の4面中

<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 100%;">保健婦、保健士、看護婦、看護師、理学療法士、作業療法士</td></tr><tr><td style="text-align: center;">円× 回= 円</td></tr><tr><td>准看護婦、准看護師</td></tr><tr><td style="text-align: center;">円× 回= 円</td></tr></table>	保健婦、保健士、看護婦、看護師、理学療法士、作業療法士	円× 回= 円	准看護婦、准看護師	円× 回= 円	を	<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 100%;">保健師、看護師、理学療法士、作業療法士</td></tr><tr><td style="text-align: center;">円× 回= 円</td></tr><tr><td>准看護師</td></tr><tr><td style="text-align: center;">円× 回= 円</td></tr></table>	保健師、看護師、理学療法士、作業療法士	円× 回= 円	准看護師	円× 回= 円
保健婦、保健士、看護婦、看護師、理学療法士、作業療法士										
円× 回= 円										
准看護婦、准看護師										
円× 回= 円										
保健師、看護師、理学療法士、作業療法士										
円× 回= 円										
准看護師										
円× 回= 円										

に改め

る。

別記様式第4号から別記様式第11号の3までの様式中「殿」を「様」に改める。

別記様式第12号の3面中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

別記様式第13号から別記様式第19号の3までの様式中「殿」を「様」に改める。

別記様式第20号中「(第11条関係)」を「(第11条の2関係)」に、「殿」を「様」に改める。

別記様式第21号から別記様式第24号までの様式中「殿」を「様」に改める。

#### 附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。